

ご存じですか？ 屋外広告物(看板など)を表示または設置する場合は、許可が必要です

丹波市では、兵庫県屋外広告物条例に基づき、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的とし、屋外広告物(看板など)の表示または設置の規制をおこなっています。

広告物は自家用広告物とそれ以外の広告物(その他の広告物)に大別されます。

自家用広告物とは自己の事業所などの建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものです。

自家用広告物以外の広告物とは、自己の事業所など以外の場所に同様の広告物を出す場合をいいます。

同じ内容の屋外広告物でも、自家用広告物とその他の広告物では取り扱いが異なります。

自家用広告物	表示面積が合計 10 平方メートルを超える場合、許可が必要になります。 ただし、表示物件により許可基準が異なります。(禁止地域は、合計 5 平方メートルを超える場合)
その他の広告物	許可を受ければ一定基準まで設置できます。 ただし、地域によっては設置できないところもあります。

許可を受けていただくための申請には、手数料が必要です。 屋外広告物手数料参照

広告物を出せない禁止地域があります。

禁止地域とは... 良好な景観を維持する必要性の高い地域。

第 1 種から第 3 種までの地域に区分されます。

種 別	地 域
第 1 種禁止地域	展望できる地域で路端から 1,000m 以内を禁止地域とする路線 舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道 緑条例第 9 条第 1 項 1 号及び 2 号の区域(森を守る区域、森を生かす区域) 市内の森林区域
第 2 種禁止地域	緑条例第 9 条第 2 項の区域(歴史的な町の区域) 柏原町柏原の一部、青垣町佐治の一部
第 3 種禁止地域	展望できる地域で路端から 100m 以内を禁止地域とする路線等 国道 175 号、176 号、427 号、429 号 県道青垣柏原線、篠山山南線 JR 福知山線、加古川線 一級河川加古川、篠山川 一部除外される区間があります。

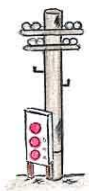
一定の基準を満たせば出せるものもあります。 屋外広告物許可基準参照

広告物を出せない禁止物件があります。

禁止物件 その物件に広告物を表示されると美観風致上、好ましくなく、又その物件が本来持っている機能・効用をも害することになるような物件

- ・橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
- ・街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
- ・信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、ガードレール、駒止め並びに里程標
- ・電柱、街灯その他これらに類するもの
 - ・消火せん、火災報知器及び火の見やぐら
- ・郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
- ・送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ・銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

(禁止物件の例)



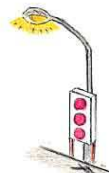
× 電柱



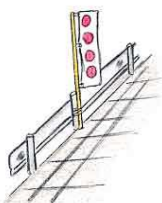
× 街路樹



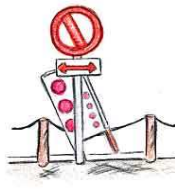
× 郵便ポスト



× 街路灯柱



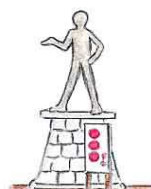
× ガードレール



× 道路標識



× 公衆電話ボックス



× 彫像

屋外広告物許可基準

屋外広告物の種類と許可地域、禁止地域とで許可基準が異なります。

自家用広告 (自己事業所等の建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するもの)

区分	許可地域	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
自家用広告物	許可不要	表示面積の合計が10㎡以下の場合	表示面積の合計5㎡以下の場合		
	表示面積の合計	別途条件による(丹波市役所都市住宅課と相談ください。)	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	20㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
	数量	"	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
	敷地内建植え広告物の地上からの高さ	15m以下	5m以下	7m以下	10m以下
	その他の表示方法	ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 光源の点滅が急速なものの禁止	建築物の壁面からの突出禁止 ネオンサイン、LEDの使用・光源の点滅の禁止	ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するネオン管の露出しないもの、LEDを使用しないものを除く) 光源の点滅の禁止	ネオン管の露出しているネオンサイン、LEDの使用禁止 光源の点滅が急速なものの禁止

実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地所有権の有無にかかわらず自家用広告物に該当します。逆に土地所有権を有していたとしても、実際の事業に供されていない場合は、自家用広告物に該当しません。

野立広告物 (自己敷地外に建植えする一般的なもの)

区分	許可地域	禁止地域
野立広告物	表示面積	広告板 1方向の表示の面積10㎡以下 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計が15㎡以下
	地上からの高さ	広告板 5m以下 広告塔 10m以下
	相互間距離	
	その他の表示方法	交通信号機・踏切からの距離 5m以上 ネオンサイン及びLED又は光ファイバーを利用するものの使用・光源の点滅の禁止

表示出来ません
案内誘導広告物等のみ表示可能

案内誘導広告物 (自己敷地外に建植えする案内誘導のためのもの)

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
案内誘導広告物	1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下且つ、1つの施設への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下		
	横の長さ	2m以下		
	地上からの高さ	3m以下(市町長が特にやむを得ないと認める場合にあっては5m以下)		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以下		
	相互間距離	5m以上		
	その他の表示方法	名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること。 方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ネオンサイン、LEDの使用・光源の点滅の禁止 交通信号機・踏切からの距離 5m以上		

許可を受けることなく、禁止地域又は許可地域に掲出できるもの

<p>公共広告物</p>	<p>国、地方公共団体及び知事が指定する公共的団体が公共目的をもって掲出するもの(公共的団体が掲出するものは、寄贈者名等表示の割合が1/5以下のもの)</p> <p>表示面積5㎡以上のものは、公共広告物等表示・設置届が必要になります。</p> <p>禁止物件にも掲出できます。</p>
<p>選挙運動用ポスター等</p>	<p>公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等</p> <p>禁止物件にも掲出できます。</p>
<p>管理用広告物</p>	<p>自己が所有又は管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき掲出するもの</p>
<p>冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に掲出するもの</p>	<p>葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に掲出するもの</p>
<p>講演会等会場敷地内広告物</p>	<p>講演会、展覧会、音楽会等のために、一時的に掲出するもの</p>
<p>非営利目的のためのはり紙・はり札・広告旗・立看板等</p>	<p>次に掲げるものに該当するもの</p> <p>政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために行う事項を表示するもの</p> <p>表示期間：はり紙、はり札、広告旗及び立看板は30日以内</p> <p>表示面積：はり紙及びはり札は0.5㎡以下</p> <p>広告旗及び立看板は2㎡以下</p> <p>掲示板：表示の供する部分の面積は2㎡以下</p> <p>非営利広告物等表示・設置届が必要となります。</p> <p>ただし、次に掲げるものは、届出の必要はありません。</p> <p>はり紙(届出がなされた掲示板に掲げるものを除く)、はり札、広告旗立看板のうち、表示面等又は見やすい場所に表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先並びに表示の始期又終期が明記してあるもの</p> <p>表示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの</p> <p>届出がなされた掲示板又は届出がなされた掲示板に表示するはり紙</p>

屋外広告物手数料

屋外広告物を掲示するには手数料が必要です。

広告物の区分	手数料の額	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	・5㎡未満のもの1枚又は1基につき	1,000円
	・5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき	2,000円
	・10㎡以上のもの1枚又は1基につき	3,000円
	ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする	
アドバルーン	・1個につき	800円
のぼり・旗	・1個につき	300円
広告幕	・1枚につき	300円
立看板	・1個につき	300円
電柱・街灯利用広告物	・1個につき	300円

その他

広告物の許可申請の他に次のような手続きが必要になります。

- ・高さが4mを超える広告物 建築基準法による[工作物確認申請](#)
- ・道路敷地や道路の上空 道路占用申請

丹波市都市住宅課 屋外広告物担当へお問い合わせください。

問い合わせ 丹波市都市住宅課 電話 0795-74-2364(直通)